ロ　共同申込みの場合は、次の条件を満たすこと。
(ｲ)　共同企業体の代表者は上記(4)３）イ(ｲ)及び(ﾛ)の実績を有すること。
(ﾛ)　共同企業体の代表者以外の構成員は上記(4)３）イ(ｲ)及び(ﾛ)の実績を有すること。
(5)　次のイ、ロ及びハに掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を設計業務に配置できること。
イ　一級建築士の資格を有する者であること。
ロ　平成22年度から公告日の前日までに完了した上記(4)に掲げる同種設計の実績を有する者であること。
ハ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を以下個別工事に専任で配置できること。
１）当初工事
①　次のイ又はロのいずれかの経験を有すること。
イ　次の(ｲ)又は(ﾛ)のいずれかの経験を有すること。
(ｲ)　上記(4)に掲げる同種工事１の契約時点で、一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(1)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(1)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
(ﾛ)　現場代理人として、同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(1)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(1)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
ロ　次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる基準を満たすこと。
(ｲ)　１級土木施工管理技士の資格を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
(ﾛ)　担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、上記(4)に掲げる同種工事２の元請としての経験を有する者であること。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
２）契約予定工事(1)
①　次のイ又はロのいずれかの経験を有すること。
イ　上記(4)に掲げる同種工事１の契約時点で、一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、上記(4)に掲げる同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(ｲ)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(ｲ)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
ロ　現場代理人として、上記(4)に掲げる同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(ｲ)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(ｲ)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
３）契約予定工事(2)
①　次のイ又はロのいずれかの経験を有すること。
イ　次の(ｲ)又は(ﾛ)のいずれかの経験を有すること。
(ｲ)　上記(4)に掲げる同種工事１の契約時点で、一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、上記(4)に掲げる同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(1)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(1)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
(ﾛ)　現場代理人として、上記(4)に掲げる同種工事１実績の経験を有する者であること。ただし、次の(1)に掲げる基準を満たさない場合は、同種工事１実績の経験とはみなさない。
(1)　対象建築物の工事着工から竣工までの１／２以上の期間に従事していること。
ロ　次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる基準を満たすこと。
(ｲ)　１級土木施工管理技士の資格を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
(ﾛ)　担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、上記(4)に掲げる同種工事２の元請としての経験を有する者であること。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
(7)　対象工事の工事費内訳書作成に当たっては、建築積算士又は平成22年度から公告日の前日の期間に完了した「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の経験がある者に実施させること。なお、当該配置予定技術者に限り、基本協定締結後の変更を認める。
(8)　主たる構造に関して特許工法を使用する場合、当該特許工法の施工期間中、当該工法の経験を有する技術者を配置するものとし、工事請負契約後、速やかに配置技術者（当該工法に係る実績を記載）を書面（様式は自由）により通知すること。
(9)　参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
(10)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
(11)　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）が発注した工事で、資料の提出期限日から遡って１年以内の期間において完了した工事のうち、60点未満の成績の者がないこと。（通知されていないものを除く。）
(12)　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
(13)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(14)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。